

## 「キックバイクを用いた子ども自転車教室」運営業務委託仕様書

### 1 事業趣旨

本事業は、将来の自転車ユーザーとなる幼児を対象に、以下3点を目的として、キックバイク(※1)を用いた実技の自転車教室を実施するものであり、教室の実施を、自転車に触れ馴染む契機にするとともに、就学後の自転車安全教育につなげるものとする。

- 自転車に乗ることの楽しさを感じる
- 自転車での公道デビュー時に必要な技能を効果的・段階的に修得すること
- 幼児の多面的な自己開発を促すと共に、ぶつからないよう他者を思いやるなどの社会性を育むこと

※1 キックバイク：ブレーキ付きのランニングバイク（ペダルなし二輪遊具）

### 2 事業内容

#### (1) 実施場所

本市内の幼稚園、保育所等(※2)、計約30施設(予定)

※2 原則として施設の園庭等で実施し、会場設営及び撤収を行うこと。

【参考：平成30年度の実施状況】

計24施設(幼稚園14施設、保育所10施設)で実施し、計814人が受講。

#### (2) 実施時間

1回当たり60分程度(幼児の準備時間15分程度を含む。)

#### (3) 実施対象

5歳児：年長児(実施施設により他の年齢児となる場合がある。)

#### (4) 実施内容

##### ア キックバイクを用いたゲームの実施

「1. 事業趣旨」にある目的の達成に向け、キックバイクを用いたゲームを、10種類程度実施すること。

【参考】

本市の「キックバイクを用いた子ども自転車教室」は、デンマーク式の自転車教室をベースに、一部改編した内容で実施しており、実施に当たっては、その内容について、NPO法人自転車活用推進研究会ホームページ「デンマーク式自転車ゲーム導入の方法」(※3)を参考にすること。

※3 <https://www.cyclists.jp/archive/20190208Cykellege.html>

##### イ 交通ルール等の指導

本市の自転車ルール等啓発冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」2019年版(子ども向け)等に準拠する簡単な交通ルール(信号機の見方、一時停止等)を説明し、自転車はクルマの仲間であることを認識させるとともに、ヘルメットや手袋を着用する意味について指導すること。

#### (5) 実施体制

1回の教室実施において、1グループ(幼児10～12人程度)当たり、インストラクター(※4)1名、補助員2名の合計3名以上を確保すること。

※4 インストラクターは、過去に幼児向けの自転車安全教室の講師経験があること。

(6) 実施機材

実施に当たっては、ブレーキ付きのキックバイクを使用し、幼児にヘルメット、手袋を着用させること。必要となるキックバイク等を含む備品、消耗品等は事業者が準備すること。

(7) 安全管理

実施に当たっては、幼児の周りに危険がないか細心の注意を払うこと。また、万が一に備えた教室に参加する幼児を対象とした傷害保険に必ず加入すること。

(8) 注意事項

幼児数や、施設の園庭等の広さに応じ、複数グループを1回の教室で実施したり、教室を1日に複数回実施したりする場合があるので、留意すること。

### 3 事業の開催調整

実施施設の募集及び選定、実施日の調整は、本市が行うこととするが、実施に当たっては、事前（開催日の2週間前頃）に実施施設を訪問し、事業趣旨及び実施内容、貸与物品等、実施上の注意点等について説明すること。

### 4 その他

ア 事業内容については、本市と十分に協議を行ったうえで実施すること。

イ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については別途協議のうえ決定する。